

広島県告示第八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によつて、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十一年一月二十九日

広島県知事 藤田雄山

一 保安林予定森林の所在場所

神石郡神石高原町光信五四、五五、五五の二、五五の三、五五〇六、五五〇六の二、五五三八、五五四五の四、五五四五の七から五五四五の一五まで、五五五九、五五六〇、五五七〇から五五七四まで、五五七四の二、五五七五、五五七六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局農林整備部森林保全課及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)